

檀原ブランド 万葉×檀原コレクション認定品 募集要項

1. 事業目的

檀原ブランド認定事業は、檀原市に関わる優れた商品またはサービス（以下、商品等という。）を檀原ブランドとして認定し、それらの商品等に関する、情報の発信、販売の促進、関係事業者間の連携強化の取り組み等を推進し、檀原市の知名度向上を図り、地域経済の活性化に資することを目的とする。

2. 応募資格

檀原市に所在地を有する個人、法人、団体の事業所であること。

3. 応募対象

檀原市で生産、製造、販売される商品、提供されるサービスで以下のいずれかの部門に該当するもの。※法令等の規定に違反していないこと ※公序良俗に反しないもの

食品部門 工業製品・工芸品部門 サービス部門

4. 応募期間

令和6年6月3日（月）～令和6年7月16日（火）（当日消印有効）

5. 応募方法

提出書類を事務局に持参または郵送にて提出してください。

※必要事項が記入されていない場合は、応募条件を満たさないものとして、受付できません。

6. 提出書類

《必須》

- (1) 檀原ブランド認定申請書（様式第1号）
- (2) 檀原ブランド認定申請調書（様式第2号）
- (3) 檀原ブランド認定誓約書（様式第3号）
- (4) 商品写真

※申請書類は、檀原ブランド 万葉×檀原コレクション特設サイト（檀原商工会議所 HP 内）からダウンロードして下さい。

《任意》

- (1) 商品・サービス等に関する紹介記事等（ホームページ・新聞・雑誌・書籍等）
- (2) 会社案内、主要製品カタログ等

（留意事項）

- ・応募は、1事業所（個人・法人・団体）につき1商品（サービス）となります。
- ・申請書に記載されている内容に基づき審査を行いますので、檀原ブランド認定申請に関する書類は詳しく記入してください。
なお、審査にあたっては、プレゼンテーションを求める場合があります。
- ・申請書類は返却しません。
- ・審査の際に商品の現物確認を行う為、審査日に応募商品をご用意下さい。

※審査日は事務局より改めてご連絡します。

※食品の場合は、試食のご用意をお願いする場合があります。尚、返品は致しかねますのでご了承ください。

※搬入・搬出、発送、試食に関わる費用は応募者の負担となります。

7. 認定基準

(1) 地域性

- ① 製造する事業者等のこだわりや檀原市の資源特性等を活かし、檀原（市）が連想される取り組みやエピソードがあり、全国へ発信する檀原（市）のイメージに繋がる物語性を持っているか。
- ② 生産方法等において伝統的技術を保持しているか。（昔から変わらぬ特徴的な製法・技法を受け継いで製造しているものであるか）

(2) 独自性

- ① 商品・サービスの特性（品質・形状・ネーミング・デザインなど）や機能等において類似の商品・サービスと比較して優位性または差異性があるか。
- ② 意匠登録、商標登録等の知的財産権の取得（出願）や、ユニークな取り組み、商品・サービスとしてのポジショニングなど、独自性・主体性が高いか。
- ③ 「商品づくり」の取り組みに何らかの技術革新や挑戦があり、実用化に至る実行力があるか。

(3) 信頼性

- ① 品質の高さを維持・向上させるための製造等のプロセスや技術的裏付け、エビデンスがあるか。
- ② 社内での品質管理・衛生管理・クレーム処理の体制が整っており、責任の所在が明確であるか。
- ③ 客観的な評価（受賞、認証等）を受けているか。

(4) 市場性

- ① 檀原（市）において、すでに認知されており、長年にわたり生産・製造・販売されている等の実績があるか。
- ② 市場に向けた商品・サービスとして魅力があるか。

(5) 将来性

- ① 事業者等の経験や実績、事業全体から判断して、将来全国の人々の檀原（市）に対する認知度向上への貢献が期待できるか。
- ② 魅力ある観光資源としてアピールでき、集客効果が期待できるか。また関連産業への波及効果が見込めるか。

8. 審査方法

檀原ブランド認定審査委員会において、認定基準に基づき審査を行います。

9. 認定の発表

認定された商品・サービスは、令和6年8月下旬（予定）に応募者本人に書面で直接通知すると共に檀原ブランド 万葉×檀原コレクション特設サイト（檀原商工会議所 HP 内）上で発表します。

※応募数が多数の場合、審査・発表時期が変更になる場合があります。

10. 認定の有効期間

- (1) 認定日から令和9年3月31日まで。
- (2) 更新後の有効期間は、有効期間終了の翌日の属する年度から3年後の3月31日までです。
- (3) 認定を取り消された場合には取り消された日からその効力は消滅します。

11. 認定の特典

- (1) 認定された商品・サービスは、榎原ブランド認定マークを表示（パッケージに印刷、またはシールを貼付するなど）することができ、他商品・他サービスとの差別化を図ることができます。《榎原ブランド認定マークのシールは300枚まで支給。301枚目から有料。（※1ロット50枚から購入可。規格は1種類のみ）》
- (2) 榎原ブランド認定品のお店としてオリジナルのぼりを提供します。店頭・事業所に掲示することができます。
- (3) 認定された商品・サービスは、主催者や関係団体により、首都圏等への販路拡大に向けた販売及びPRが行われます。
- (4) 認定された商品・サービスは、榎原ブランド万葉×榎原コレクション特設サイト（榎原商工会議所HP内）等に掲載されます。
- (5) 認定された商品・サービスは、マスコミ等へ情報発信されます。

12. その他

認定有効期間終了の際に、継続を希望される場合は、更新手続き、更新手数料が必要となります。

13. 応募・問合せ

榎原商工会議所

〒634-0063 榎原市久米町 652-2

電話 0744-28-4400 FAX 0744-28-4430

Mail : uketsuke@kashihara-cci.or.jp